

国立大学法人東京海洋大学職員の給与の臨時特例に関する規則

平成24年6月28日

海洋大規第117号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）において、財政が逼迫することが想定される平成26年3月31日までの間、国民から要請される我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図っていくためには、職員の人件費も含めた支出の見直しが必要なことから、本学職員給与規則（平成16年海洋大規第21号。以下「職員給与規則」という。）等の特例を定めるものとする。

(職員給与規則の特例)

第2条 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員給与規則第6条第1項各号に掲げる基本給表の適用を受ける職員（国立大学法人東京海洋大学代替職員の就業等に関する規則（平成21年海洋大規第107号）第5条の適用を受ける職員を含む。以下同じ。）に対する基本給月額（平成18年改正附則第6条の規定による基本給月額を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、基本給月額から、基本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる基本表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

基本給表	職務の級	割合
一般職員基本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員基本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
海事職員基本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
海事職員基本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職員基本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から4級まで	100分の7.77

	5級以上	100分の9.77
医療職員基本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77

2 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 職員給与規則第36条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 職員給与規則第36条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 職員給与規則第36条第2項又は第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 職員給与規則第36条第4項 前項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 職員給与規則第36条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 職員給与規則第36条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3 特例期間においては、職員給与規則第21条から第22条及び第24条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第27条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、平成22年改正職員給与規則（平成22年海洋大規第97号。以下「平成22年改正職員給与規則」という。）附則第2条の適用を受ける職員に対する第1項及び第2項第2号から第5号並びに第3項の規定の適用については、第2項中

「、基本給月額に」とあるのは「、基本給月額から平成22年改正職員給与規則附則第2条第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「基本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「基本給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正職員給与規則附則第2条第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正職員給与規則附則第2条第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正職員給与規則附則第2条第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ホ中「第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第3号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正職員給与規則附則第2条の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額に」とする。

(育児休業等に関する特例)

第3条 特例期間においては、職員給与規則第37条第4項の規定の適用については、同項中「第27条」とあるのは、「国立大学法人東京海洋大学職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年海洋大規第117号）第2条第3項」とする。

(介護休業等に関する特例)

第4条 特例期間においては、職員給与規則第38条第3項の規定の適用については、同項中「第27条」とあるのは、「国立大学法人東京海洋大学職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年海洋大規第117号）第2条第3項」とする。

(年俸制（常勤職員）の適用に関する特例)

第5条 特例期間においては、国立大学法人東京海洋大学年俸制(常勤職員)の適用に関する内規（平成22年3月24日付け学長裁定。以下「年俸職員内規」という。）の適用を受ける職員に対する月額基本給の支給に当たっては、月額基本給から、月額基本給に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 年俸職員内規別表第2の基本年俸表の適用を受ける職員であって、その号給が6号給以下の職員 100分の4.77
- 二 年俸職員内規別表第2の基本年俸表の適用を受ける職員であって、その号給が7号給から12号給までの職員 100分の7.77

三 年俸職員内規別表第2の基本年俸表の適用を受ける職員であつて、その号給が13号給以上の職員 100分の9.77

2 特例期間においては、年俸職員内規第3条第2項第4号から第6号までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、職員給与規則第27条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、月額基本給に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(再雇用職員の特例)

第6条 特例期間においては、国立大学法人東京海洋大学職員の再雇用に関する規則（平成18年海洋大規第359号。以下「再雇用規則」という。）第4条第1号の適用を受ける再任用職員に対する給与の支給に当たっては、再雇用規則に規定する給与の額から、第2条各項をそれぞれ準用して算定した額に相当する額を減ずる。

(非常勤職員の特例)

第7条 特例期間においては、国立大学法人東京海洋大学非常勤職員給与規則（平成16年海洋大規第32号。以下「非常勤職員給与規則」という。）第3条に定める日給を受ける非常勤職員で、かつ、第4条第1項に掲げる期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員に対する給与の支給に当たっては、非常勤職員給与規則に規定する給与の額から、第2条各項をそれぞれ準用して算定した額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第8条 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

第1条 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から引き続き在職し第5条の適用を受ける年俸制（常勤職員）職員については、平成25年4月1日から適用する。ただし、当該日まで、上位の職に昇任した場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から引き続き在職し第7条の適用を受ける非常勤職員については、当該施行日における契約期間満了日までは、この規則は適用しない。

第2条 国立大学法人東京海洋大学育児休業等規則（平成16年海洋大規第19号。以下「育児休業等規則」という。）第17条に規定する育児短時間勤務職員に対する平成24年改正職員給与規則（平成24年海洋大規第101号）附則第2条各号の適用については、同条本文中「とする」は「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号給に応じた額に、育児休業等規則第17条の規定により当該職員に適用された勤務時間を、国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年海洋大規第26号）第5条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。